

	(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設までの駐車場内の通路は、前表第2号に規定する整備基準の(1)及び(4)の規定の例によること。
2 第2条第9号に規定する案内標示	案内標示は、別表第2第1の表の第1号に規定する整備基準の例によること。ただし、「建築物内の目的の場所」とあるのは、「車いす使用者用駐車施設」とする。

備考 構造、地形、敷地の状況、沿道の利用の状況その他やむを得ない理由により別表第2の各表に定める基準によることが困難である場合にあっては、当該基準によらないことができる。

別記第1号様式(表)中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に、「第18条第3項」を「第18条第4項」に改める。
別記第1号様式(裏)を次のように改める。

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例抜粋

第18条(関係条項抜粋)

2 知事は、特定建築物等のうちその種類及び規模について規則で定めるものの特定施設及び整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が第17条第2項及び同条第4項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築主等に対し、その判断の根拠を示して、当該特定建築物等の設計及び施工に係る事項のうち特定施設及び整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関するものについて必要な指示をすることができる。

4 知事は、第2項の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、特定建築主等に対し、特定建築物等の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物等若しくは特定建築物等の工事現場に立ち入り、特定建築物等、建築設備、施設設備、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記第2号様式その1中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に、「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に、「新築 増築 改築 用途変更」を「新築 増築 改築 用途変更
大規模修繕 大規模
模様替」に改める。

別記第2号様式その2中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に、「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 その1 (第11条関係) (第1面)

特 定 建 築 物 整 備 調 書

特定建築物の名称

(1) 建築促進法に基づく整備調書

* 建築促進法施行令第2条に規定する特別特定建築物及び条例第28条に規定する特定建築物にあつては、2,000平方メートル(条例第29条に規定する特別特定建築物については、1,000平方メートル)以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)を行う場合は、該当するすべての項目に適合することが必要です。
* () 内は、建築促進法施行令第2条第1項です。

特定施設	利用円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1
1 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する部分	(1) 廊下等 (第7条)	①滑りにくい表面の仕上げ	適・否
		②階段又は傾斜路の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設※2	適・否
	(2) 階段 (第8条)	①手すりの設置	適・否
		②滑りにくい表面の仕上げ、段を容易に識別するための措置、つまずきにくい構造	適・否
		③段の上端に近接する踊場への点状ブロック等の敷設※3	適・否
		④主な階段は回り階段でないこと	適・否
	(3) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 (第9条)	①手すりの設置(勾配が12分の1以下で、かつ、高さが16cm以下の傾斜部分を除く)	適・否
		②滑りにくい表面の仕上げ、傾斜路の存在を容易に識別するための措置	適・否
		③傾斜路の上端に近接する踊場への点状ブロック等の敷設※4	適・否
	(4) 便所 (第10条)	①腰掛便座、手すり等の適切な配置、十分な空間の確保、標識の掲示等がなされた車いす使用者用便所(1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上))の設置	適・否
		②男子用小便器のある便所への床置き小便器等(1以上)の設置	適・否
	(5) 敷地内の通路 (第11条)	①滑りにくい表面の仕上げ	適・否
		②段への手すりの設置、段を容易に識別するための措置、つまずきにくい構造	適・否
		③傾斜路への手すりの設置(勾配が12分の1以下で、かつ、高さが16cm以下又は勾配が20分の1以下の傾斜部分を除く)	適・否
		④傾斜路の存在を容易に識別するための措置	適・否
	(6) 駐車場 (第12条)	①350cm以上の幅の車いす使用者用駐車施設(1以上)の設置	適・否
		②車いす使用者用駐車施設である旨の表示	適・否
		③車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路が短くなるよう位置に配慮すること	適・否
2 利用円滑化経路 (第13条)	(1) 経路の設置 (第1項)	①道等から利用居室までの経路(1以上)の設置	適・否
		②利用居室(又は道等)から車いす使用者用便所までの経路(1以上)の設置	適・否
		③車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路(1以上)の設置	適・否
	(2) 経路の構造 (第2項第1号)	階段又は段を設けないこと(傾斜路又は昇降機を併設する場合を除く)	適・否
	(3) 出入口 (第2項第2号)	①80cm以上の出入口幅	適・否
		②戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと	適・否

(第2面)

特定施設	利用円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1
(4) 廊下等 (第2項第3号)	①第1面の1(1)と同じ構造	適・否	
	②120cm以上の廊下幅	適・否	
	③50m以内ごとの車いすの転回場所の確保	適・否	
	④戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと	適・否	
(5) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 (第2項第4号)	①第1面の1(3)と同じ構造	適・否	
	②120cm(階段に併設する場合は90cm)以上の幅	適・否	
	③12分の1以下の勾配(高さ16cm以下のものは8分の1以下)	適・否	
	④高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置すること	適・否	
(6) 昇降機及び乗降ロビー (第2項第5号)	①かごの各階(利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)への停止	適・否	
	②80cm以上のかご及び昇降路の出入口幅	適・否	
	③135cm以上のかごの奥行き	適・否	
	④水平で幅及び奥行きが150cm以上の乗降ロビー	適・否	
	⑤車いす使用者が利用しやすい制御装置の設置	適・否	
	⑥停止予定階及び現在位置のかご内表示装置の設置	適・否	
	⑦乗降ロビーへのかごの昇降方向を表示する装置の設置	適・否	
	⑧1.83㎡以上のかごの床面積と車いすが転回できる形状※5	適・否	
	⑨かご内への到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置、かご内又は乗降ロビーへの昇降方向を知らせる音声装置の設置※6※7	適・否	
	⑩かご内及び乗降ロビーの制御装置への点字表示等※6※7	適・否	
(7) 特殊な構造又は使用形態の昇降機 (第2項第6号)	(エレベーターの場合) ①段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第7号に定める構造)	適・否	
	②0.84㎡以上のかごの床面積	適・否	
	③かご内の床面積の十分な確保(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	適・否	
	(エスカレーターの場合) 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に定める構造	適・否	
(8) 敷地内の通路 (第2項第7号) ※8	①120cm以上の通路幅で第1面の1(5)と同じ構造	適・否	
	②50m以内ごとの車いすの転回場所の確保	適・否	
	③戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと	適・否	
	④120cm(段併設は90cm)以上の幅の傾斜路	適・否	
	⑤12分の1以下の勾配の傾斜路(高さ16cm以下のものは8分の1以下)	適・否	
	⑥高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置すること(勾配が20分の1以下の場合を除く)	適・否	

(第3面)

	特定施設	利用円滑化基準	措置の状況	指導の内容等※1
3 視覚 障害者 利用円 滑化経 路 (第14 条)	(1) 経路の設置 (第1項)	視覚障害者利用円滑化経路(1以上)の設置 ※9	適・否	
	(2) 誘導装置 (第2項第1号)	線状ブロック等の敷設又は音声等の誘導設備の 設置(風除室で直進する場合を除く)	適・否	
	(3) 敷地内の通路 (第2項第2号)	①車路近接部への点状ブロック等の敷設 ②段、傾斜部分の上端に近接する部分への点状 ブロック等の敷設※10	適・否 適・否	

(注) ※1の欄は、記入しないでください。

※2 告示で定める以下の場合を除きます。

- ①勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ②高さが16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ③自動車車庫に設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除きます。

- ①自動車車庫に設ける場合
- ②段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 告示で定める以下の場合を除きます。

- ※2の①、②、③の場合
- ④傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※5 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積が2,000㎡以上に限る)の利用円滑化経路を構成する昇降機に限ります。

※6 不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限ります。

※7 告示で定める以下の場合を除きます。

- ①自動車車庫に設ける場合

※8 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(8)の①から⑥によることが困難な場合は、利用円滑化経路の規定の適用は車寄せから利用居室までに限ります。

※9 告示で定める以下の場合を除きます。

- ①自動車車庫に設ける場合
- ②受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※10 告示で定める以下の場合を除きます。

- ※2の①、②の場合
- ③段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

別記第3号様式 その2 (第11条関係) (第1面)

特 定 建 築 物 等 整 備 調 書

(2) 条例に基づく整備調書

①特定建築物

* ()内は、条例施行規則該当条項です。

区分	対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1
1 便所	すべて(車いす使用者用便所を設ける場合)	車いす使用者用便所への非常呼出し装置の設置	適・否	
	①床面積の合計が 2,000 m ² 以上の病院・診療所、劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、保健所・税務署その他官公署、博物館・美術館・図書館、交通ターミナル施設	1以上の便所へのオストメイト対応装置の設置	適・否	
		ア オストメイト対応の洗浄装置付き汚物流しの設置	適・否	
		イ 衣服を掛けるための金具の設置	適・否	
	ウ その他オストメイトに対応した設備の設置	適・否		
②床面積の合計が 30 m ² 以上の公衆便所 ※2	病院・診療所、集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、宴会場のあるホテル・旅館、保健所・税務署その他官公署、一般公共用に供される体育館・水泳場、博物館・美術館・図書館、飲食店、交通ターミナル施設 (不特定多数の者が利用する便所を設ける場合) ※3	1以上の便所へのおむつ交換台等の設置	適・否	
2 敷地内の通路	すべて(通路に排水溝を設ける場合)	車いすのキャスター及び杖等が落ち込まない排水溝のふたの構造	適・否	
3 昇降機	すべて(昇降機を設ける場合)	ア かが内への手すりの設置(特殊な構造又は使用形態のものを除く)	適・否	
		イ かが内の車いす使用者の利用に対応した適切な位置への鏡の設置(特殊な構造又は使用形態のものを除く)	適・否	
4 浴室又はシャワー室	すべて(不特定多数の者が利用する浴室等を設ける場合)	車いす使用者に対応した浴室又はシャワー室(1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上))の設置	適・否	
5 案内標示(第2条第1号)	すべて	ピクトグラム(図記号)と文字を併用した分かりやすく一貫性のある案内標示板等の設置	適・否	
6 公衆電話台(第2条第1号)	すべて(公衆電話を設ける場合)	車いす使用者に対応した公衆電話台(1以上)の設置	適・否	
7 券売機(第2条第1号)	すべて(券売機を設ける場合)	ア 車いす使用者に対応した表示・金銭投入口・操作盤・取出口のある券売機(1以上)の設置	適・否	
		イ 点字表示	適・否	
8 カウンター又は記載台(第2条第1号)	すべて(カウンター又は記載台を設ける場合)	車いす使用者に対応したカウンター又は記載台(1以上)の設置	適・否	
9 避難誘導灯(第2条第1号)	すべて(避難誘導灯を設ける場合)	視覚障害者・聴覚障害者に対応した点滅型誘導音装置付き避難誘導灯の設置	適・否	
10 客室(第2条第2号)	ホテル・旅館	高齢者・障害者に配慮した客室(1以上)の設置	適・否	
		ア 車いすの移動・転回に支障のない十分な床面積の確保	適・否	
		イ 段のない、滑りにくい床仕上げ	適・否	

特定施設(別表第1)

整備施設(別表第2第1)

(第2面)

区分	対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1
整備施設 (別表第2第1)	10 客室 (第2条第2号) ホテル・旅館	ウ 避難しやすい場所への配置	適・否	
		エ 車いす使用者に対応した浴室・シャワー室、洗面所、便房の設置	適・否	
		オ 視覚障害者・聴覚障害者に対応した非常警報装置の設置	適・否	
	11 客席 (第2条第3号) 劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂	車いす使用者用客席(1以上)の設置と車いす使用者用客席の表示	適・否	
		ア 幅90cm以上、奥行120cm以上	適・否	
		イ 滑りにくく、平坦な床仕上げ	適・否	
		ウ 出入口から容易に到達でき、避難しやすい場所への配置	適・否	
		エ 出入口からの通路幅は120cm以上とし、高低差がある場合は傾斜路及び踊場を設置すること	適・否	
		オ 傾斜路及び踊場を設ける場合		
		(ア)幅120cm(段併設は90cm)以上、勾配は12分の1以下(高さ16cm以下のものは8分の1以下)とすること	適・否	
(イ)高さが75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置すること		適・否		
(ウ)手すりの設置、滑りにくい仕上げ	適・否			
(エ)傾斜路と踊場及び通路とを色等により容易に識別するための措置	適・否			
12 更衣室 (第2条第4号) 一般公共用に供される体育館又は水泳場	多数の者が利用する更衣室以外に障害者用更衣室(1以上)の設置	適・否		
	ア 車いす使用者が円滑に通過できる構造の出入口	適・否		
	イ 車いす使用者に対応したシャワー設備の設置	適・否		
	ウ 更衣用のいす又はベッド、車いす使用者に対応した洗面台及びロッカー、非常呼出し装置の設置	適・否		
13 休憩場所等 (第2条第5号)	①床面積の合計が2,000㎡以上の集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、宴会場のあるホテル・旅館、保健所・税務署その他官公署、博物館・美術館・図書館、交通ターミナル施設 ※4 ②母子福祉施設・母子健康センター・児童厚生施設	ア 個室の授乳場所又は外部から見通すことができないようにするためのカーテン等を備えた授乳場所(1以上)の設置	適・否	
		イ 授乳を行うためのいす、幼児用のいす等、乳幼児用ベッド等、流し台等、汚物入れの設置	適・否	
14 レジ通路 (第2条第6号)	物品販売業を営む店舗 ※5	ア 幅90cm以上のレジ通路(1以上)の設置	適・否	
		イ 水平で段のない床	適・否	

(注) ※1の欄は、記入しないでください。
 ※2、※4の床面積とは、建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。)又は大規模の修繕・大規模の模様替に係る部分の床面積です。
 ※2、※3、※4の交通ターミナル施設とは、車両の停車場、港又は空港の建物で旅客の乗降又は待合いの用に供するものです。
 ※2、※3、※4、※5の物品販売業を営む店舗とは百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗です。

(第3面)

②公共的施設

区分	整備基準	措置の状況	指導の内容等※1	
整備施設 (別表第2第2その3)	1 特定建築物以外の施設である路外駐車場における駐車施設	ア 350cm以上の幅の車いす使用者用駐車施設(1以上)の設置	適・否	
		イ 車いす使用者用駐車施設である旨の表示	適・否	
		ウ 路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路が短くなるよう位置に配慮すること	適・否	
		エ 車いす使用者用駐車施設への駐車場内の通路は次によること	/	
		(ア)表面は滑りにくく、平たんに仕上げること		適・否
		(イ)幅120cm以上		適・否
		(ウ)高低差がある場合は、傾斜路又は段差解消機の設置		適・否
		(エ)通路を横断する排水溝のふたは、車いすのキャスター及び杖等が落ち込まないものとする		適・否
		(オ)砂利敷としないこと	適・否	
2 路外駐車場における案内標示	ピクトグラム(図記号)と文字を併用した分かりやすく一貫性のある案内標示板等の設置	適・否		

(注) ※1の欄は、記入しないでください。

(3) 既存部分の措置に関する状況

特定施設及び整備施設	措置の状況	措置の内容	指導の内容等※1
特定施設	出入口	有・無	
	廊下等	有・無	
	階段	有・無	
	傾斜路	有・無	
	昇降機	有・無	
	便所	有・無	
	敷地内の通路	有・無	
	駐車場	有・無	
	浴室又はシャワー室	有・無	
整備施設	案内標示	有・無	
	公衆電話台	有・無	
	券売機	有・無	
	カウンター又は記載台	有・無	
	避難誘導灯	有・無	
	客室	有・無	
	客席	有・無	
	更衣室	有・無	
	休憩場所等	有・無	
レジ通路	有・無		

(注) 措置の状況については、増改築、用途変更、大規模修繕又は大規模模様替において、上表に掲げる特定施設・整備施設のうち特定建築物の既存部分に存するものについて高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を行った場合は、「有」に○印を付け、当該措置の内容を簡潔に記載してください。措置を行わなかった場合は、「無」に○印を付けてください。
※1の欄は、記入しないでください。

(第4面)

(4) 利用者の意見聴取の実施について

①時 期：

②対 象 者：

③開催回数：

(注) 利用者の意見聴取について、実施される場合に記入してください。
 ①時期については、基本計画段階、実施計画段階、工事施工中等を記入してください。
 ②対象者については、高齢者、車いす使用者、視覚障害者等を記入してください。

別記第4号様式中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に、「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に改める。
 別記第5号様式中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に、「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に、「第11条第3項」を「第12条第3項」に改める。
 別記第6号様式中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に、「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に、「第11条第5項」を「第12条第5項」に改める。
 別記第7号様式中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に、「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に改める。
 別記第8号様式中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に、「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に、「第11条第8項」を「第12条第8項」に改める。

附 則

- この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、改正後の第13条の規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び同法第87条第1項の規定による確認の申請（以下「建築確認申請」という。）又は駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定による届け出（以下「設置の届出」という。）を行った特定建築主等については、改正後の第10条及び第11条の規定を適用し、同日前に建築確認申請又は設置の届出を行ったものについては、なお従前の例による。

告 示

熊本県告示第900号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成16年9月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定

指令番号	所在地	名称	住所	氏名	指定年月日
34	菊池市大琳寺275-5	アトム薬局	熊本市国府二丁目14番24号	有限会社泰斗代表取締役宮野鼻康弘	平成16年8月1日
35	牛深市牛深町1498番地25	うしぶか皮膚科・形成外科クリニック	牛深市牛深町1498番地25	医療法人社団栗崎会理事長栗崎道紀	平成16年7月1日
36	玉名郡南関町大字上坂下字井手3478番4	有限会社なごみ薬局	玉名郡南関町大字上坂下字井手3478番4	有限会社なごみ薬局代表取締役板鞍健児	平成16年9月1日